

1. 件名：原子力エネルギー協議会との面談
2. 日時：令和5年10月12日（木）16：00～18：40
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者：
 - 原子力規制庁
 - 技術基盤グループ
 - 技術基盤課 佐々木企画調整官、酒井原子力規制専門職、戸田係員
 - シビアアクシデント研究部門 塚本上席技術研究調査官、関根副主任技術研究調査官
 - 検査グループ
 - 検査監督総括課 村上課長補佐
 - 実用炉監視部門 菊川管理官補佐
 - 原子力エネルギー協議会 事務局長代理 他2名
 - 東京電力ホールディングス株式会社
 - 原子力設備管理部 原子力安全技術グループ マネージャー 他6名
 - 東北電力株式会社 原子力部 課長 他3名
 - 中国電力株式会社 電源事業本部 炉心技術グループ マネージャ 他6名
 - 日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社 原子力計画部 原子炉計画グループ 主任技師 他1名
 - 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力安全システム設計部 担当部長 他2名

5. 要旨：
 - <デジタル安全保護系の共通要因故障対策>
 - ATENA から、資料1及び2に基づいて、第9回発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム会合の資料案について説明を受けた。
 - 原子力規制庁から、資料1について、第8回会合での議論の内容とそれを受けた対応が分かるよう記載を充実するよう伝えた。また、TRAC コードに関する説明については、9月28日面談資料を基に、簡潔に回答を含めるようコメントした。
 - ATENA から、対応する旨の発言があった。

<設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価>

- 原子力規制庁より、第4回設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価に関する検討チーム（令和5年10月2日）において、日本機械学会の溶接規格（2020年版）に関し、以下の議論があったことを、ATENAに説明した。
 - 「第2部溶接施工法認証標準」の溶接方法の区分のA0、TB、TF、TFB、M0は、溶接士技能に関する区分として廃止し、溶接方法の相違に基づく区分に統合した。
 - このため、従来は裏波の有無などにより別々の区分表示であった溶接施工法が同じ区分表示となるが、要求される溶接の技能は従来どおり別々である。
 - 開先形状ごとに異なる溶接方法をどのように識別するのか、溶接施工に必要な溶接士の技能の管理をどのように行うのか、溶接施工記録の詳細化・具体化等が必要となるが、日本機械学会は、これらは運用に関するものであり、規格の規定する内容ではないとしている。
- 原子力規制庁より、上記運用については、どの組織が規定するのか事業者を確認することとなった。また、運用については、上記以外にも課題があると考えられる旨説明した。
- これを踏まえ、原子力規制庁より、溶接規格（2020年版）に関する課題を資料3としてとりまとめ、ATENAに配布した。また、説明が必要であれば、次回以降で説明する予定であることを伝えた。
- ATENAより対応する旨の発言があった。

<技術基準規則解釈第35条の改正>

- 原子力規制庁より、令和5年度第37回原子力規制委員会（令和5年10月11日）において、デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価に関し、技術基準規則解釈第35条が改正されたことから、ATENAから事業者へ通知するよう依頼した。
- ATENAより具体的方法について検討し、事業者へ通知する旨の発言があった。

6. 配布資料：

- 資料1 デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障対策の自律的対応について
- 資料2 柏崎刈羽原子力発電所7号機 デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障対策に係る設計変更について
- 資料3 溶接規格2020年版の運用に関する説明依頼事項